

第1 目的

この要綱は、生活環境問題について、八王子市保健所の処理体制を確保するために必要な事項を定め、もって良好な生活環境の保持に資することを目的とする。

第2 定義

この要綱において生活環境問題とは、ねずみ衛生害虫等、飲料水の衛生、悪臭、住居の衛生その他環境衛生に関する八王子市保健所所管の事務事業に属する問題をいう。

第3 実施主体

生活環境問題に関する事務は、保健所が処理するものとし、必要に応じて他の行政機関の協力を得るものとする。

第4 保健所の事務

保健所は、当該管轄区域の生活環境問題に関し、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 住民からの苦情及び相談に対する技術的解決方法の指導
- (2) 自主的調査活動及び情報収集
- (3) 住民の自主的衛生活動に対する指導及び助言
- (4) 住民に対する衛生教育の実施
- (5) 生活環境問題に関する実施計画の作成及びその実施に係る指導、調整
- (6) 生活環境問題に関する基礎的調査及び研究

第5 補則

この要綱に定めるもののほか生活環境問題に関する事務処理等について必要な事項は別に定める。

第6 施行日

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。